

金融庁が「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表

『会計情報』編集部

金融庁は平成26年1月14日、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。

これは、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成25年6月20日公表）を踏まえ、単体開示の簡素化を図るため、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び企業内容等の開示に関する内閣府令等について所要の改正を行うものとされている。主な改正の内容は以下のとおりである。

主な改正の内容

連結財務諸表を作成している会社を主たる対象として、以下の改正を行う。

- (1) 本表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）について、会社法の要求水準に合わせるため、新たな様式を規定する。
- (2) 注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容について、
 - a. 連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目について、財務諸表における開示を免除する。（例：

リース取引に関する注記）

- b. 会社法の計算書類と開示水準が大きく異なる項目について、会社法の開示水準に合わせる。（例：偶発債務の注記）
 - c. 上記a、b以外の項目については、有用性等を斟酌したうえで従来どおりの開示が必要か否かについて検討し、
 - 財務諸表における開示を免除する。（例：主な資産及び負債の内容）
 - 非財務情報として開示する。（例：配当制限の注記）
- また、中間財務諸表等規則等及びガイドラインについても、所要の改正を行うこととされている。

本改正案は平成26年3月期決算から適用することとされている。詳細については、金融庁のウェブページ（<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130114-2.html>）を参照いただきたい。

以上